第31回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年8月28日 (金曜日) 午前10時

開催場所 東京都中央区銀座七丁目4番12号

Shinwa Wise Holdings株式会社

1階ホール

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席いただけない場合

書面 (郵送) により議決権を行使くださいますよう お願い申し上げます。

議決権行使期限

2020年8月27日 (木曜日) 午後6時 (到着分) まで

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、 会場スタッフはマスク着用で対応させていただく 予定ですので、予めご了承ください。 また、本株主総会では感染防止のための措置を講 じる場合がありますので、ご協力の程お願い申し あげます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に 大きな変更が生ずる場合は当社ウェブサイト (https://www.shinwa-wise.com/) にてお知 らせいたします。

Shinwa Wise Holdings株式会社

証券コード:2437

株主各位

東京都中央区銀座七丁目4番12号 Shinwa Wise Holdings株式会社 代表取締役社長 倉 田 陽 一 郎

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月27日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2020年8月28日(金曜日)午前10時

Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第31期 (2019年6月1日から2020年5月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第31期 (2019年6月1日から2020年5月31日まで) 計算書 類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件(1)

第2号議案 定款一部変更の件(2) 第3号議案 取締役2名選任の件

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

[◎]株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.shinwa-wise.com/)に掲載させていただきます。

- ②本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款 第 14 条 の 規 定 に 基 づ き 、 イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 当 社 ウ ェ ブ サ イ ト (ア ド レ ス https://www.shinwa-wise.com/)に掲載しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結注記表 |
 - ③計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎新型コロナウイルス感染症の感染防止へのご協力のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、株主様の安全と健康を第一に考えたご対応を 以下のとおり実施させていただきます。

なお、今後の流行状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.shinwa-wise.com/)に掲載いたします。

- 1. 株主の皆様へのお願い
 - ① 本株主総会への出席を見合わせた場合であっても、同封の議決権行使書用紙によって株主様の議決権を行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。議決権行使書用紙による議決権の行使方法の詳細は、同用紙の記載をご参照ください。

【議決権行使期限】2020年8月27日(木)午後6時(到着分)まで

② 本株主総会への出席をご検討されている株主様には、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

また、ご高齢の方、既往症のある方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海 外渡航されていた方は、本株主総会への出席を見合わせることをご検討ください。

- 2. 本株主総会における当社の対応について
 - ① 例年よりも縮小した規模での開催となります。
 - ② 株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数を確保できない可能性がございます。 座席数を超える来場がある場合、入場を制限させていただく場合がございます。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、会場スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
 - ④ 入場の際にはマスクを着用の上、受付設置の消毒用アルコール液をご利用いただきますようお願い申し上げます。
 - ⑤ 当日は、会場受付にて体温測定をお願いする場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された株主様の入場を制限させていただく場合がございます。
 - ⑥ 会場において体調不良を感じた株主様は会場スタッフにお申し出ください。また、体調不良と見受けられる株主様へ会場スタッフがお声がけすることがございます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2019年6月1日から) (2020年5月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2019年6月1日~2020年5月31日)におけるわが国の経済は、雇用や所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、景気下振れのリスクが急速に顕在化いたしました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が内外経済に与える影響に加え、米中通商問題などの海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響も受け、先行きは極めて不透明な状況にあります。

そのような中、日本国内の美術品市場は、前年とほぼ同様の市場規模で推移しましたが、昨年後半から、特に近代美術の中低価格帯の相場が急落するとともに、市場全体の流通量も大幅に減少しております。この傾向は今後も続くと思われ、当社にとって軽視できない状況にあります。

エネルギー関連事業では、自社所有の太陽光発電施設の売電事業が順調に稼働しており、当社の安定した収益となっています。国内のバイオマス発電所の本格稼動は少し遅れておりますが、PKS事業の領域は収益化の目処がつきつつあります。

各事業の業績は次のとおりです。

①オークション関連事業

オークション関連事業は、取扱高2,834,981千円(前年比38.5%減)、売上高1,538,425千円(前年比27.9%減)、セグメント損失146,361千円(前年は63.494千円のセグメント利益)となりました。

種別の業績は次のとおりです。	種別の	業績	は次の	とお	1)	です。
----------------	-----	----	-----	----	----	-----

部			F	月	取	扱	高	前年比 増減	構成比率	売 上 高	前年比 増減	構成比率
	近	代	美	術		541,	千円 ,380	% △52.2	% 19.1	千F 99,70		% 6.5
 オ ー ク	近	代	陶	芸		303,	545	△24.3	10.7	57,67	7 △34.8	3.7
ション事業	近台	弋美 術	Par	t II		158,	430	△3.5	5.6	34,78	9 △9.4	2.3
	そ	0		他		362,	650	△67.9	12.8	88,14	6 △47.7	5.7
	小			計	1	,366,	,005	△51.7	48.2	280,31	50.2 △50.2	18.2
オークシ	プラ	イベー	ートセ	ール	1	,465,	641	△17.5	51.7	1,238,05	7 △20.0	80.5
ョン関連 そ の 他 事 業	そ	0		他		3,	335	△34.6	0.1	20,05	1 △9.9	1.3
事業	小			計	1	,468,	976	△17.6	51.8	1,258,10	9 △19.9	81.8
合			Ħ	†	2	,834,	981	△38.5	100.0	1,538,42	5 △27.9	100.0

- (注) 1. 取扱高の前年比増減率と売上高の前年比増減率の乖離の大きな要因のひとつに、商品売上高の増減があります。商品売上高は、オークション落札価額に対する手数料収入、カタログ収入、年会費等と同様に売上高を構成する要素であり、在庫商品を販売した場合、その販売価格(オークションでの落札の場合には落札価額)を商品売上高として、売上高に計上することとしております。
 - 2. その他オークションは、出品の状況により随時開催しております。

i) オークション事業

当連結会計年度は、オークションの開催回数は21回(前年度開催回数26回)でした。内訳は、近代美術オークション、近代美術Part II オークション及び近代陶芸オークションを各4回、戦後美術&コンテンポラリーアートオークションを3回、ワインオークション及びBags/Jewellery&Watchesオークションを各2回、西洋美術オークション及びMANGAオークションを各1回です。

3月中旬から5月末までで、近代美術オークション、近代美術PartⅡオークション及び戦後美術&コンテンポラリーアートオークションを各2回、西洋美術オークション、ワインオークション及びMANGAオークションを各1回の計9回のオークションの開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために政府から外出やイベント等の自粛要請及び緊急事態宣言が発令されたことを受けて、これらのオークションの開催を6月以降に延期し、大幅な取扱高の減少となりました。加えて、これまで主力の近代美術オークションで取り扱っていた作品のうち、相場全体の下落によって主に低価格帯を取り扱う近代美術PartⅡオークションの価格帯まで下落している作品

が多くなっております。このような中、当社が得意とする高額な良品の流通は 市場全体で極めて少なく、オークションへの出品誘致が難しくなっており、大 幅な取扱高の減少となりました。

近代美術オークションは、前年比で2開催少なかったため、出品点数34.2%減、落札点数35.0%減、平均落札単価27.9%減となりましたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で111.9%と高水準で推移いたしました。

近代陶芸オークションは、出品点数6.8%減、落札点数8.2%減、平均落札単価17.8%減となりましたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で129.3%と高水準で推移いたしました。

近代美術Part II オークションは、前年比で2開催少なかったため、出品点数 44.4%減、落札点数39.0%減となりました。平均落札単価は前年比で59.5%増加し、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で 195.6%と高水準で推移いたしました。

その他オークションでは、ワインオークションが引き続き好調を保ったほか、新たな柱となり得る戦後・現代美術へのシフトの一環として、戦後美術&コンテンポラリーアートオークションを3回開催し、取扱高92,255千円、落札率91.5%の実績を上げました。しかしながら、前年同期間には、オークション会場リニューアル及びShinwa Priveの画廊スペース新設記念特別オークションとして「Y氏コレクション - ART JUNGLE」を開催しており、前年同期間との比較では取扱高、売上高ともに大きく減少しております。

ii) オークション関連その他事業

プライベートセール部門では、Shinwa Priveの画廊スペースを活用したお客様のニーズにきめ細やかに対応できる体制を整え、高額作品を積極的に取り扱い順調に推移いたしましたが、前連結会計年度は特別高額な案件の成約があったことに加え、3月以降は新型コロナウィルス感染症対策のため、画廊スペースを休業し営業活動を縮小したため、前年比では、取扱高、売上高ともに減少しております。その他、資産防衛ダイヤモンド販売事業は、消費税率引上げの影響を受け、9月には駆け込み需要があったものの10月以降はその反動で伸び悩みました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が出始めた頃から資産防衛としてのダイヤモンドの価値が高まり始め、問い合わせが増加し、回復の基調が見え始めました。

②エネルギー関連事業

マレーシアにおけるPKS事業では、継続して収益改善に取り組むとともに、販売先の開拓にも注力いたしました。その他、子会社保有の太陽光発電施設による売電事業は堅調に推移しております。昨年まで行っていた新規の低圧型太陽光発電施設販売事業につきましては、当連結会計年度は販売いたしませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、売電事業は予定通り推移いたしましたが、マレーシアにおけるPKS事業は、マレーシア政府による活動制限令を受けて3月中旬から5月上旬まで事業活動を停止していたため、約60,000千円の売上減となりました。

以上により、当連結会計年度の売上高は、前年比76.6%減の175,118千円、セグメント損失は、34,590千円(前年は64,779千円のセグメント損失)となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高1,719,155千円(前年比41.4%減、対前年減少額1,213,302千円)、営業損失271,469千円(前年は86,047千円の営業損失)、経常損失322,739千円(前年は134,967千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失305,705千円(前年は56,546千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、8,076千円であります。その主なものは、ソフトウェア取得4,970千円と防犯カメラエ事費用の1,500千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。その当座貸越極度額の総額は300,000千円であり、連結会計年度末の借入実行残高は100,000千円であります。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が内外経済に与える影響に加え、米中通商 問題などの海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響も受け、わが国の経済の先 行は極めて不透明な状況にあります。

オークション関連事業においては、古美術やワイン等の一部のオークションの堅 調な推移が期待できる一方、昨年後半から近代美術の中低価格帯の相場が急落して おり、この状況は今後も継続すると思われます。そして、新型コロナウイルス感染 症の感染拡大によりオークションの開催を延期せざるを得ない事態も想定されます。 当社グループは、「日本近代美術再生プロジェクト」と題した、日本の近代美術の 再評価と価値付けに取り組んでまいりましたが、近代美術以外の新たな柱となり得 るコンテンポラリーアート(戦後美術を含む)へのシフトに注力し、新たに資産形 成アート投資サロンを立ち上げ数多くのコレクターを呼び込み、オークションへの 取扱点数と取扱価格を増加させると同時に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大 に影響されにくい新たな事業の開発に積極的に取り組んでまいります。具体的には、 インターネットからのオークション参加やオンラインオークションを立ち上げ、会 場にこだわらず遠隔地からのオークションへの参加を可能にして、日本からだけで なくアジアを巻き込む事業展開の中で、安全に換金・コレクションができるプラッ トフォームを提供し、事業の拡大を図ってまいります。また、オークション事業か ら派牛した資産防衛ダイヤモンド販売事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡 大にかかる各国の金融緩和政策から生じるインフレ懸念から、ダイヤモンドへの需 要が高まってきており売上の増大を目指します。

エネルギー関連事業においては、低圧型太陽光発電施設販売事業がここ数年内に収束を迎えると思われるため、当社の太陽光発電施設販売事業も縮小を余儀なくされるものの、マレーシアから日本へのPKS(パーム椰子殼)輸出事業は、今年に入り、需要が供給を上回る状況となり、日本国内のPKSを燃料とするバイオマス発電所の完工ラッシュが始まることから、2021年5月期は同事業の黒字化を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお 願い申しあげます。

2. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

×		分	第 28 期 2017年 5 月期	第 29 期 2018年 5 月期	第 30 期 2019年 5 月期	第 31 期 (当連結会計年度) 2020年 5 月期
売	上	祀	千円 5,348,142	千円 2,781,368	千円 2,932,458	千円 1,719,155
経常利益	益又は経常技	員失 (△)	千円 303,389	千円 △265,494	千円 △134,967	千円 △322,739
利益又に	株主に帰属す は親会社株式 朝 純 損 失	主に帰属す	千円 166,315	千円 △257,306	千円 △56,546	千円 △305,705
1株当た 株当た	たり当期純和 り 当期 純 担	列益又は 1 員失 (△)	28円13銭	△40円93銭	△8円66銭	△44円16銭
総	資	産	千円 6,432,210	千円 6,120,821	千円 4,735,676	千円 3,085,092
純	資	産	千円 2,010,357	千円 1,906,976	千円 1,895,937	千円 1,760,373
1 株	当たり	純 資 産	330円56銭	293円65銭	287円83銭	247円70銭

- (注) 1. 第29期の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の著しい減少は、主にエネルギー関連 事業における太陽光発電施設の販売台数の減少及びマレーシアにおけるPKS事業の赤字業績によるもの であります。
 - 2. 第31期の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の著しい減少は、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の緊急事態宣言を受けて、オークションの開催の自粛、営業活動の縮小を行ったことによるものであります。
 - 3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) は期中平均発行済株式総数により、1株当たり 純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
 - 4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第30期の期首から適用しており、第29期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

×	ζ	分	第 28 期 2017年 5 月期	第 29 期 2018年 5 月期	第 30 期 2019年5月期	第 31 期 (当事業年度) 2020年 5 月期
取	扱	高	千円 2,767,515	千円 1,625,396	千円 -	千円 -
売	上	高	千円 1,631,758	千円 864,243	千円 546,971	千円 328,045
経常利	益又は経常損	[失 (△)	千円 35,881	千円 54,228	千円 17,809	千円 △91,938
当期	純 利 益 純 損 失	又は(△)	千円 30,379	千円 45,818	千円 △14,915	千円 △336,016
1株当 株当た	たり当期純和 より当期純損	削益又は1 失(△)	5円14銭	7円29銭	△2円28銭	△48円53銭
総	資	産	千円 3,567,537	千円 3,332,640	千円 3,385,594	千円 2,192,150
純	資	産	千円 1,745,096	千円 1,923,803	千円 1,978,125	千円 1,819,565
1 株	当たり紅	純資産	287円18銭	300円15銭	300円30銭	256円02銭

- (注) 1. 取扱高とは、オークション落札価額(ハンマープライス)、プライベートセール及び交換会での取引価額等の総称であります。当社は2017年12月1日より持株会社体制へ移行し、当社の主たる事業であったオークション関連事業を、100%子会社のShinwa Auction株式会社に承継させたため、第30期より取扱高の記載を省略しております。
 - 2. 第29期及び第30期の取扱高及び売上高の著しい減少は、2017年12月1日より持株会社体制へ移行し、当社の主たる事業であったオークション関連事業を、100%子会社のShinwa Auction株式会社に承継させたことによるものであります。
 - 3. 第31期の売上高、経常利益及び当期純利益の著しい減少は、主に新型コロナウイルス感染症の影響による子会社業績の悪化を受けて、子会社への売上高(経営指導料)の減額を行ったことによるものであります。
 - 4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純 資産は期末発行済株式総数により算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shinwa Auction株式会社	50,000千円	100.0%	美術品を中心としたオークションの 企画及び運営
Shinwa Prive株式会社	10,000千円	100.0%	美術品取引 (画廊業)
Shinwa ARTEX株式会社	90,000千円	100.0%	エネルギー関連事業その他新規事業 開発
Shinwa Market株式会社	10,000千円	51.0%	宝飾品を中心としたオークションの 企画及び運営
シンワクリエイト株式会社 (注) 1	10,000千円	100.0%	不動産の売買、賃貸、管理
シンワメディコ株式会社 (注) 1	20,000千円	70.0%	医療機関向け支援事業
SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD. (注) 1	MYR1,000,000	100.0%	マレーシアにおけるPKS事業

- (注) 1. 当社の孫会社であります。
 - 2. シンワクリエイト株式会社の重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲及び重要な子会社に含めております。
 - 3. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

(3) その他

持分法適用関連会社

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	HKD8,055,001	21.1%	香港での美術品を中心としたオーク ションの企画及び運営、美術品売買 (主にコンテンポラリーアート)

4. 主要な事業内容(2020年5月31日現在)

当社グループは、主にオークション関連事業及びエネルギー関連事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① オークション関連事業

オークション関連事業は、大きくオークション事業とオークション関連その他 事業に分けられます。

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Part II オークションを定期的に開催しております。その他、戦後美術&コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン、MANGA、ブランド雑貨、時計、宝飾品等のオークションを随時開催しております。

オークション関連その他事業は、プライベートセール(オークション以外での 相対取引である画廊事業等)を中心に、貴金属等買取サービス等も行っております。

部	門	主 要 な 内 容
	近代美術オークション	・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオーク ション ・落札予想価格(以下「エスティメイト」という)の下限 金額が概ね20万円以上の作品
オークション 事 業	近代陶芸オークション	・近代陶芸(茶碗、壷、香炉等)のオークション (一部古美術を含む)
孝 未	近代美術Part II オークション	・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション ・エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品
	その他オークション	・戦後美術&コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン、 MANGA、ブランド雑貨、時計、宝飾品等の上記以外 のオークション
オークション	プライベートセール	・オークション以外での相対取引である画廊事業等
オークション 関連 その 他 事 業	そ の 他	・主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交 換会にて販売を委託された取引 ・貴金属等買取サービス他

② エネルギー関連事業

富裕層及び法人向けに、50kW級の低圧型太陽光発電施設、高圧型太陽光発電施設の販売を行い、一部を自社保有して売電事業を行っております。

また、マレーシアにおいて、バイオマス発電の燃料となるPKS (パーム椰子殻) の販売事業を行っております。

③ その他

海外不動産販売紹介事業、医療機関向け支援事業、保険事業及びミャンマー連邦共和国における植林事業等を行っております。

5. 主要な事業所等 (2020年5月31日現在)

(1) 当社

本社 東京都中央区

(2) 子会社

Shinwa Auction株式会社	東京都中央区
Shinwa Prive株式会社	東京都中央区
Shinwa ARTEX株式会社	東京都中央区
Shinwa Market株式会社	東京都台東区

(3) 孫会社

シンワクリエイト株式会社	東京都中央区
シンワメディコ株式会社	東京都中央区
SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア パハン州 クアンタン市

(4) 持分法適用関連会社

ASIAN ART AUCTIO	N ALLIANCE	中華人民共和国香港特別行政区
COMPANY LIMITED		

6. 使用人の状況 (2020年5月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

国内外の別	事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
	オークション関連事業	19(6)名	4名減(2名減)
	エネルギー関連事業	4(1)	1名減(1名増)
国内 (注)2・3	全 社 (共 通)	6(0)	1名減(-)
(124)	そ の 他	1(0)	1名増(-)
	小計	30(7)	5名減(1名減)
国外	エネルギー関連事業	7(0)	1名減(-)
国75	小計	7(0)	1名減(-)
	合 計	37(7)	6名減(1名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、出向者及びアルバイトは() 内に外数で記載しております。
 - 2. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している ものであります。
 - 3. 「国内その他」として記載している使用人数は、いずれの事業区分にも属さない国内の子会社に属するものであります。

(2) 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前	年	度	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
			6名						14	ら減			48	3.3歳					11.	1年

⁽注) 持株会社体制への移行により、使用人数は、当社の使用人のみとなっております。

7. 主要な借入先 (2020年5月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みなと銀行	173,340千円
株式会社三井住友銀行	115,000千円
株式会社武蔵野銀行	75,000千円
株式会社東邦銀行	37,000千円

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

(1) 資本業務提携

当社は、2018年3月20日付で株式会社レジストアートと資本業務提携を行うことを発表いたしましたが、当該資本業務提携に関して、2020年6月16日付でアート分野における業務提携を強化することを発表いたしました。

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、3期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する 当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しており ます。

しかし当連結会計年度の大幅な赤字は、新型コロナウイルス感染症も大きく影響しており、対処すべき課題に記載のとおり、オークション関連事業における新たな取り組み及びエネルギー関連事業における自社所有の太陽光発電施設の売却も見込んでいるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、計算書類等への注記は記載しておりません。

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項(2020年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 18,000,000株

(**2**) **発行済株式の総数** 7,439,900株

(3) 株主数 2,716名

(4) 大株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
倉 臣代理人	日 陽 - 三 田 証 券 株 3	- 郎 式会社		340	,000株			2	4.78%
株式会社ジャ	パン・ヘルス・サ	ミット		336	,500			2	4.73
采 譽 投常任代理人	資 有 限 三 三田証券株	公司 武会社		330	,000			2	1.64
水口	1	翼		310	,100			2	1.36
松原	· 明	男		172	,000			2	2.42
中	健	治		130	,000			1	1.83
三菱UFJモルガ	ン・スタンレー証券	朱式会社		120	,800]	1.70
宇	矛 辰	雄		120	,000				1.69
楽 天 証	券 株 式	会 社		115	,100				1.62
上田八才	大 短 資 株 式	会 社		94	,700]	1.33

- (注) 1. 当社は自己株式を332,882株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項(2020年5月31日現在)

	地		位		E	E		名	担当及び重要な兼職の状況
代	表取	締	役 社	長	倉	Ш	陽	一 郎	国内戦略、国内・海外事業担当 Shinwa Auction株式会社取締役 Shinwa Prive株式会社代表取締役社長 Shinwa ARTEX株式会社取締役 Shinwa Market株式会社代表取締役社長 シンワメディコ株式会社取締役 シンワクリエイト株式会社代表取締役社長 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED 代表取締役 SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 株式会社レジストアート取締役 中国芸術品投資管理有限公司董事 公益財団法人堀科学芸術振興財団理事
取	締	役	会	長	伊	勢	彦	信	イセ食品株式会社代表取締役会長 イセアメリカ株式会社代表取締役 一般財団法人イセ文化財団代表理事 アイアート株式会社代表取締役
取		締		役	秋	元	之	浩	リーテイルブランディング株式会社代表取締役社長 H.ISE Singapore Pte. Ltd.取締役 ISEパワー株式会社代表取締役社長 ISEエネルギー株式会社取締役 イセ・エスフーズ株式会社代表取締役社長 アイアート株式会社取締役 イセ食品株式会社取締役
取		締		役	羽	佐 田	信	治	国内事業担当
取		締		役	関	村	也	寸 志	国内事業担当
取		締		役	岡	崎	奈	美 子	管理担当 Shinwa ARTEX株式会社代表取締役社長 シンワメディコ株式会社代表取締役社長
取		締		役	張		志	軍	采譽投資有限公司董事 喜昌投資有限公司董事長
常	勤	監	査	役	小	林	公	成	株式会社KKホールディングス代表取締役
監		査		役	大	谷	恭	子	弁護士 アリエ法律事務所 パートナー
監		査		役	高	橋	隆	敏	税理士 高橋隆敏税理士事務所代表

- (注) 1. 2019年8月29日開催の第30回定時株主総会にて、関村也寸志氏は、新たに取締役に選任され、就任いた しました。
 - 2. 取締役伊勢彦信氏、取締役秋元之浩氏及び取締役張志軍氏は、社外取締役であります。
 - 3. 常勤監査役小林公成氏、監査役大谷恭子氏及び監査役高橋隆敏氏は、社外監査役であります。
 - 4. 監査役小林公成氏は、過去に事業会社の経理部門で長年にわたり勤務された経験があり、財務及び会計 に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 監査役高橋隆敏氏は、税理士の資格を有しており、また、過去に会計事務所に勤務された経験があり、 財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 当社は、監査役小林公成氏、監査役大谷恭子氏及び監査役高橋隆敏氏を、東京証券取引所の定めに基づ く独立役員として届け出ております。

	7. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。										
	氏	名		退任日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況					
中	Л	健	治	2019年8月29日	任期満了	代表取締役社長 国内事業担当 Shinwa Prive株式会社代表取締役社長 Shinwa ARTEX株式会社代表取締役社長 シンワメディコ株式会社代表取締役社長 シンワクリエイト株式会社代表取締役社長					
足	達		堅	2019年8月29日	任期満了	監査役(社外監査役) 公認会計士 株式会社一越社外監査役					
石	井	_	輝	2020年3月26日	解任	取締役 管理担当 Shinwa Auction株式会社代表取締役社長					
木	下	邦	彦	2020年3月26日	解任	取締役(社外取締役) 公認会計士 株式会社丸八ホールディングス社外監査役					
佐	野	洋	=	2020年3月26日	解任	常勤監査役(社外監査役) 弁護士 Shinwa Auction㈱監査役 株式会社ETSホールディングス社外監査役 株式会社西銀座デパート監査役					
南			隆	2020年3月26日	解任	監査役 T.M GLOBAL GATE株式会社代表取締役					

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区						分	支	給	人	員	報	酬	等	の	額
取			締			役				9名			42	2,870∓	·H
(う	ち	社	外	取	締	役)			(4名)			(6	5,812 千	円)
監			査			役				6名			18	3,299∓	·H
(う	ち	社	外	監	査	役)			(5名)			(16	5,731 千	円)
合						計			1	5名			61	,169∓	·円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額は、年額150.000千円であります。
 - 2. 株主総会の決議による監査役報酬限度額は、年額50,000千円であります。
 - 3. 当事業年度末の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。上記の役員数と相違しておりますのは、2019年8月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名ならびに2020年3月26日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでいるためであります。この他に、2020年3月26日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役が1名おりますが、無報酬であるため上記支給人員には含めておりません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役伊勢彦信氏は、イセ食品株式会社の代表取締役会長、イセアメリカ株 式会社の代表取締役、一般財団法人イセ文化財団の代表理事、アイアート株 式会社の代表取締役であります。当社とアイアート株式会社との間には競業 関係がありますが、当社と他の各兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役秋元之浩氏は、リーテイルブランディング株式会社の代表取締役社長、 H.ISE Singapore Pte. Ltd.の取締役、ISEパワー株式会社の代表取締役社長、 ISEエネルギー株式会社の取締役、イセ・エスフーズ株式会社の代表取締役 社長、アイアート株式会社の取締役、イセ食品株式会社の取締役であります。 当社とアイアート株式会社との間には競業関係がありますが、当社と他の各 兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役張志軍氏は、采譽投資有限公司の董事及び喜昌投資有限公司の董事長 でありますが、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・2020年3月26日をもって退任いたしました取締役木下邦彦氏は、株式会社 丸八ホールディングスの社外監査役でありましたが、当社と兼職先との間に は特別な関係はありません。
 - ・監査役小林公成氏は、株式会社KKホールディングスの代表取締役でありますが、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役大谷恭子氏は、アリエ法律事務所のパートナー弁護士でありますが、 当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役高橋隆敏氏は、高橋隆敏税理士事務所の代表であります。同事務所と 当社の一部のグループ会社との間で役務提供等の取引関係がありますが、当 社グループ全体で同事務所へ支払った報酬は、当社の連結売上高の0.1%未 満、同事務所が受領した売上高の1%未満と僅少であるため、一般株主と利 益相反が生じる恐れがなく、当社の監査業務に影響を及ぼすものではないと 判断しております。
 - ・2020年3月26日をもって退任いたしました監査役佐野洋二氏は、当社連結 子会社であるShinwa Auction株式会社の監査役、株式会社ETSホールディ ングスの社外監査役及び株式会社西銀座デパートの監査役でありましたが、 当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

					取締役会							監査役会						
					出	席	口	数	出	席	率	出	席	□	数	出	席	率
取締役	伊	勢	彦	信		7回中 6回				85	.7%		-	=			_	
取締役	秋	元	之	浩		7回	中 6[□		85	.7		-	_			_	
取締役	張		志	軍		7回	中 6[□	85.7				-	_			_	
取締役	木	下	邦	彦	2	20回回	†19[口		95	.0		-	=			_	
監 査 役	小	林	公	成		7回	中 6[□		85.7 4回中 4回			П	100.0%				
監 査 役	大	谷	恭	子		7回中 7回			100.0		100.0 4回中 4回			4回中 4回 100			0.0	
監 査 役	高	橋	隆	敏	2	27回中26回			96.3		96.3 9回中 9回			100.0				
監 査 役	佐	野	洋		2	20回中20回			100.0			5回中 5回				100.0		

- (注) 1. 当事業年度においては、取締役会を27回、監査役会を9回開催しております。
 - 2. 取締役伊勢彦信氏、取締役秋元之浩氏、取締役張志軍氏、監査役小林公成氏及び監査役大谷恭子氏につきましては、2020年3月26日就任からの状況を記載しております。
 - 3. 取締役木下邦彦氏及び監査役佐野洋二氏につきましては、2020年3月26日退任までの状況を記載しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役伊勢彦信氏は、経営者としての豊富な知識と経験に加え、美術作品に関する豊富な見識を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

取締役秋元之浩氏は、経営者としての豊富な知識と経験を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

取締役張志軍氏は、中国ビジネスに関する豊富な見識を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

2020年3月26日をもって退任いたしました取締役木下邦彦氏は、公認会計士としての専門性を活かし、主に営業活動の観点から意見を述べるなど、社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っておりました。

監査役小林公成氏は、会社役員や経営コンサルタントとして培った豊富な経験と専門知識を活かし、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

監査役大谷恭子氏は、弁護士としての専門性を活かし、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

監査役高橋隆敏氏は、税理士としての専門性と会計事務所勤務の経験を活かし、経営監視の観点から意見を述べるなど、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

2020年3月26日をもって退任いたしました監査役佐野洋二氏は、弁護士としての専門性を活かし、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っておりました。また、監査役会において適宜発言を行っておりました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

16.600千円

- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上 16,600千円 の利益の合計額
 - (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けている 海外の子会社があります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会は、その適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

資 産	の	部		負	傊	į (D	部
科	目 金	会 額	科			目	金	額
流 動 資 産		2,522,047	流	動	負	債		570,591
現金及び預	金	317,886	買		掛	金		9,641
	金	14,303	オ	ーク	ション	未払金		2,334
			短	期	借	入 金		251,500
オークション未収力		1,348	1 :	年内值	賞還予算	定の社債		25,000
商	品	1,883,597	1 年	F内返游	春予定の]	長期借入金		59,332
前渡	金	109,761	未	払	法 人	税 等		19,480
その	他	195,150	賞	与	引	当 金		10,704
 貸 倒 引 当	金	△2	そ		の	他		192,598
	亚		固	定	負	債		754,126
固定資産		563,045	社			債		15,000
(有形固定資産)		132,526	長	期	借	入 金		156,008
建物及び構築	物	57,676				る負債		16,650
機械装置及び運搬	4 E	37,800	役	員 退	職慰労	引当金		57,000
			繰	延	税 金	負 債		31,991
土	地	12,900	長	期書	則 賦 🧦	未 払 金		449,525
その	他	24,149	そ		の	他		27,951
(無形固定資産)		22,110	負	債	2			1,324,718
ソフトウエ、	P	22,110		純	資	産	の	部
			株	主	資	本		1,762,120
(投資その他の資産)		408,408	資		本	金		1,133,142
投 資 有 価 証	券	51,420	資	本		余 金		801,835
関係会社株	式	64,873	利	益		余 金		△86,557
┃ ┃ 繰延税金資	産	201,242	自	2		- •		△86,299
そ の	他	106,221			括利益累			△1,747
					算調素			△1,747
貸 倒 引 当	金	△15,348	純	資	産	合 計		1,760,373
資 産 合	計	3,085,092	負債	•	純資	産 合 計		3,085,092

連結損益計算書

(自 2019年6月1日) 至 2020年5月31日)

	 科			金	(単位・下円) 額
売	上 上	 高		717	1,719,155
売	上	価			1,212,521
"	売 上 総	利	益		506,634
販	売費及び一般管	理費	ш		778,104
规义	党 業 損		^ \		△271,469
営	当	益	△)		△2/1,409
占	受 取	利	息	609	
			益	204	
		ブ評価	益	2,195	
	受 取 保 法 人 税 還) (1) 加 算	金	1,665 219	
			金		
	助 成 金	収	入	9,360	15 200
244	ح الم		他	1,053	15,308
営	業 外 費	用	-	20,020	
	支 払	利	息	20,028	
	為替	差	損	9,363	
	支 払 手	数	料	12,619	
		会 費	用	24,543	
	ج		他	23	66,578
14	経 常 損		△)		△322,739
特	別損	失	44.		
	貸 倒	損	失	7,050	
	投資有価証	券 評 価	損	56,704	
		連費	用、	2,280	66,035
	税金等調整前当期	純損失(△	-		△388,774
	法人税、住民税	及び事業		22,036	
	法人税等	調整	額	△105,105	△83,068
	当期純	損 失(△305,705
	親会社株主に帰属する	当期純損失(∠	△)		△305,705

連結株主資本等変動計算書

自 2019年6月1日) 至 2020年5月31日)

		株	主 資	本		その他の累	包括利益	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	為替換算調 整 勘 定	その他の包 括利益累計 額 合 計	純資産合計
							合 計	
当 期 首 残 高	1,133,142	739,381	247,529	△221,063	1,898,990	△3,052	△3,052	1,895,937
当 期 変 動 額								
剰余金の配当			△19,761		△19,761			△19,761
親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純損失(△)			△305,705		△305,705			△305,705
自己株式の取得				△38	△38			△38
自己株式の処分		62,453		134,802	197,256			197,256
連結範囲の変動			△8,619		△8,619			△8,619
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変動額(純額)						1,305	1,305	1,305
当期変動額合計	-	62,453	△334,086	134,764	△136,869	1,305	1,305	△135,563
当 期 末 残 高	1,133,142	801,835	△86,557	△86,299	1,762,120	△1,747	△1,747	1,760,373

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

資 産 の	部	1	負	債	σ)	部
科目	金額	科		E	1	金	額
流 動 資 産	1,621,468	流	動 :	負債			354,786
現 金 及 び 預 金	182,901	買	打	卦	金		439
オークション未収入金	1,337	オー	- クショ	ョン未払	金		2,334
未 収 入 金	166,937	短	期信	善 入	金		250,000
売 掛 金	17,300	1年	内償還	予定の社	. 債		10,000
商品	441,662	1年内	内返済予定	の長期借え	金		42,000
関係会社短期貸付金	750,534	未	払 法	人 税	等		4,480
l 年 内 回 収 予 定 の 関 係 会 社 長 期 貸 付 金	24,800	賞	与 引	当	金		2,664
		そ	0		他		42,868
そ の 他	35,996	固	定 :	負債			17,799
貸倒引当金	△2	社			債		15,000
固定資産	570,682	退	職給	寸 引 当	金		1,560
(有形固定資産)	70,586	長	期	頁 り	金		1,239
建物	56,191	負	債	合	計		372,585
工具器具及び備品	14,395	i	純	資 産		の	部
(無形固定資産)	22,110	株	主	資 本			1,819,565
ソフトウエア	22,110	資	本	金			1,133,142
(投資その他の資産)	477,986	資	本 剰	余 金			801,835
投 資 有 価 証 券	50,050	資	本 当	進 備	金		737,892
関係会社株式	120,600	その	の他資	本 剰 余	金		63,943
出 資 金	500	利	益 剰	余 金			△29,113
敷 金 及 び 保 証 金	37,269	利	益	進 備	金		37,687
長 期 未 収 入 金	16,458	その	の他利	益 剰 余	金		△66,801
関係会社長期貸付金	286,486	繰	越 利	益 剰 余	金		△66,801
繰 延 税 金 資 産	112,128	自	己	株 式			△86,299
貸 倒 引 当 金	△145,506	純	資 産	合	計		1,819,565
資 産 合 計	2,192,150	負債	• 純	資 産 合	計		2,192,150

損益計算書

(自 2019年6月1日) 至 2020年5月31日)

	科			目		金	額
売		上		高			328,045
売	上	原	Ī	価			174,933
	売 .	上	総	利	益		153,112
販	売 費 及	び 一 般	管理	費			226,283
	営 業	損	失 (\triangle)		△73,170
営	業	外	収	益			
	受	取	利		息	16,129	
	そ		の		他	291	16,420
営	業	外	費	用			
	臨	時 総	会	費	用	24,543	
	支	払	利		息	8,687	
	為	替	差		損	1,906	
	そ		の		他	50	35,187
	経 常	損	失 (\triangle)		△91,938
特	別	損	l	失			
	関係会	会社 貸 倒	引当	金繰入	額	131,657	
	関 係	会 社	株 式	評価	損	89,999	
	投 資	有 価	証 券	評価	損	37,574	259,232
	税 引 前	当 期	純 損 兌	夫 (△)		△351,170
	法 人 税	、住民	税及	び事業	税	1,231	
	法 人	税	等 調	整	額	△16,385	△15,153
	当 期	純 損	失	(<u></u>)		△336,016

株主資本等変動計算書

(自 2019年6月1日) 至 2020年5月31日)

			朱 主			資		本		
		資 本	剰	余 金	利 盆	金 剰	余 金			
	資 本 金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本 合 計	純資産合計
		X-1-1 M03E	資本剰余金			繰越利益				
当 期 首 残 高	1,133,142	737,892	1,489	739,381	37,687	288,977	326,664	△221,063	1,978,125	1,978,125
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△19,761	△19,761		△19,761	△19,761
当期純損失(△)						△336,016	△336,016		△336,016	△336,016
自己株式の取得								△38	△38	△38
自己株式の処分			62,453	62,453				134,802	197,256	197,256
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)										-
当期変動額合計	-	-	62,453	62,453	-	△355,778	△355,778	134,764	△158,560	△158,560
当 期 末 残 高	1,133,142	737,892	63,943	801,835	37,687	△66,801	△29,113	△86,299	1,819,565	1,819,565

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月22日

Shinwa Wise Holdings株式会社 取締役会 御中

UHY東京監査法人 東京都品川区

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士 谷 田 修 一 印

指 定 社 員 公認会計士 安河内 明 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Shinwa Wise Holdings株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、 連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討す ス
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、 単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内 部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報 告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月22日

Shinwa Wise Holdings株式会社 取締役会 御中

UHY東京監査法人 東京都品川区

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士 谷 田 修 一 印

指定社員 公認会計士 安河内 明 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- 事業報告等の監査結果
 - (f) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月22日

Shinwa Wise Holdings株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 小林公成即

社外監査役 大谷恭子印

社外監査役 高橋隆敏

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件(1)

1. 提案の理由

経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第19条(取締役の員数)に定める 取締役の員数の上限を2名増員し、7名から9名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条から第18条(条文省略)	第1条から第18条(条文省略)
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>7名</u> 以内と する。	(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>9名</u> 以内と する。
第20条から第49条(条文省略)	第20条から第49条(条文省略)

第2号議案 定款一部変更の件(2)

1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる環境を構築することに加え、株主の皆様による信任の機会を増やすことでコーポレート・ガバナンスを一層強化するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することといたしました。現行定款第21条(取締役の任期)につき所要の変更を行うとともに、2019年8月29日開催の第30回定時株主総会及び2020年3月26日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条から第20条(条文省略)	第1条から第20条(条文省略)
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に 終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとす る。 2. 増員により、又は補欠として選任され た取締役の任期は、他の在任取締役の 任期の満了する時までとする。	終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとす る。
第22条から第49条(条文省略)	第22条から第49条(条文省略)
(新 設)	附 則

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るために取締役2名を増員することとし、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件に取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、新たに選任される取締役の任期は1年となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数		
1	新任 社外 本ず 八 口 翼 (1982年9月8日生)	2004年 5 月 株式会社シンクマーク(現サイブリッジ グループ株式会社)設立 代表取締役 (現任) 2005年12月 株式会社バリュープレス監査役 (現任) 2011年 1 月 オールクーポンジャパン株式会社設立 取締役 (現任) 2011年 8 月 サイブリッジベンチャーズ株式会社設立 取締役 2012年 5 月 株式会社ネイキッドテクノロジー代表 取締役 2013年 3 月 株式会社デジタライズ (現株式会社サイブリッジ)代表取締役 (現任) 2014年 7 月 CBI合同会社 (現サイブリッジ合同会社)設立 代表社員 2015年 6 月 株式会社fonfun取締役 (現任) 2017年 8 月 ery&Co. OÜ Chairman/CEO (現任) 2018年10月 株式会社みずもと商店 (現サイブリッジホールディングス株式会社)設立 代表 取締役 (現任)	310,100株		
	(社外取締役候補者とした 水口翼氏は、株式会社シン				
	小口異氏は、株式芸社ンン た後、数多くのIT企業の約				
	を有しております。また、	同氏は昨年から当社グループの新規事業開発やITインフ			
	ラ整備に関与され、貴重な				
	取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督において重要な役割を果た していただけると判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。				
	していただけると判断し、				

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
2	新任 高 橋 健 治 (1977年7月6日生)	2000年4月 株式会社中田商事入社 2005年3月 株式会社エヌシーシープロモ入社 2008年2月 株式会社オーガニックファクトリー入社 2009年11月 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント入社 2013年4月 リーテイルブランディング株式会社入社 2018年10月 アールビー・エコー株式会社取締役 2020年2月 アールビー・トラスト株式会社業務部長	_
		(現任)	
	(取締役候補者とした理局		
	高橋健治氏は、各社で新規	見事業の立ち上げに携わり、プロジェクトの管理及び運営	
	業務について幅広い知識と		
	リー業務、事業再生案件及		
	上げております。以上より		
	おいて重要な役割を果たし		
	した。		

- (注) 1. 水口翼氏は、社外取締役候補者であります。
 - 2. 当社定款において、会社法第427条第1項の規定により、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。 水口氏の選任が承認された場合、当社は水口氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 3. 水口翼氏は、サイブリッジグループ株式会社及び株式会社サイブリッジの代表取締役であり、当社は各社 との間にITシステム開発の委託等の取引関係があります。
 - 4. 高橋健治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

(ご参考) 当社における社外役員の独立性に係る基準について

当社は、コーポレートガバナンスの強化にとって必要な客観性及び透明性を確保するために、社外取締役(注 1)及び社外監査役(注2)(以下、併せて「社外役員」といいます。)の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

- 1. 現在及び過去において、当社グループの業務執行者(注3)でないこと。加えて、社外監査役は、当社グループの業務執行を行わない取締役及び会計参与(会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員)であったことが一度もないこと。
- 2. 最近過去5年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
- (1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主またはその業務執行者
- (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者
- (3) 当社グループの業務執行者のうちの重要な者(注4) に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または牛計を共にする者
- (4)上記2. (1)に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
- 3. 最近過去3年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
- (1) 当社グループを主要な取引先(注5) とする者またはその業務執行者
- (2) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注6) を得ているコンサルタント、公認会計 士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合に は、当該団体に所属する者をいう。)
- (4) 当社グループから多額の金銭その他の財産の寄付を受けている者またはその業務執行者
- (5) 当社グループとの間で、社外役員の相互就任の関係にある上場会社の出身者
- (6)上記2. (2)に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
- (7)上記3. (1)から(4)までに該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
- 4. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、また独立した社外役員として職務をはたせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

以上

- 注1:「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいいます。
- 注2:「社外監査役」とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいいます。
- 注3:「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員 (当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者)、 会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人(従業員等)をいいます。
- 注4:「業務執行者のうちの重要な者」とは、業務執行取締役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使 用人をいいます。
- 注5:「主要な取引先」とは、当社グループとの取引額が1事業年度につき連結売上高の10%を超える取引先である者または当社グループが借入をしている金融機関その他の大口債権者をいいます。
- 注6:「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、 団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいいます。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座七丁目 4番12号 Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール 電話 03 (5537) 8024



交通 JR線 有楽町駅より徒歩8分 新橋駅より徒歩5分 東京メトロ銀座線 銀座駅より徒歩6分 新橋駅⑤番出口より徒歩5分



なお、本会場には、駐車場のご用意がございませんので、 お車でのご来場はご遠慮ください。

